

# 議 事 録

令和4年1月5日

山 鹿 市 農 業 委 員 会

# 令和4年第1回山鹿市農業委員会総会議事録

令和4年1月5日(水) 14時25分から15時04分 山鹿市役所 3階 301会議室

1. 本日の出席農業委員は、次のとおりである。

1番 多久 正光	2番 守川 千穂	3番 森 喜代輝	4番 長曾我部 徹
5番 徳丸 誠次郎	6番 稲葉 和弘	7番 廣田 幸徳	8番 米岡 一利
9番 光永 太	10番 志方 精之	11番 廣松 久喜	12番 田中 春雄
13番 隈部 誠一	14番 坂本 照子		

2. 総会への欠席委員は次のとおりである。

0名

3. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

事務局長：入江智紀 局長補佐兼農政係長：一法師 進  
局長補佐兼農地調整係長：坂口 美治 主任主事：北原 薫

4. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

5. 議題

議案第1号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請  
議案第2号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請  
議案第3号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請  
議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地の所有権移転  
議案第5号 農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転（農地中間管理機構）  
議案第6号 農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転  
議案第7号 農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断  
報告第1号 農地法第3条第3の規定による届出

## 1. 開 会

○副会長（隈部誠一君）

ご起立願います。「礼」ご着席ください。

○局長（入江智紀君）

皆さんこんにちは。本日の総会は、コロナ感染対策として、委員の出席を制限し開催します。

農業委員総数14名中、14名の委員が出席され、過半数の出席となりますので、山鹿市農業委員会会議規則第7条の規定により総会が成立することをご報告します。

-----○-----

## 2. 会長挨拶

○事務局長（入江智紀君）

まず、会長にご挨拶いただき、引き続き、会議規則第5条の規定により議事の進行をお願いいたします。

○会長（坂本照子君）

（挨拶）

ただ今から、令和4年第1回総会を開会致します。

-----○-----

## 3. 議事録署名委員の指名

○議長（坂本照子君）

これより議事に入ります。本日の議事録署名委員は、1番 多久正光委員、2番 守川千穂委員にお願いします。

-----○-----

## 4. 議 事

○議長（坂本照子君）

それでは、議事に入ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請を議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（北原薫君）

議案第1号、農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請です。

提案番号1番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、隣接地取得によるものです。

調査書の1ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号2番、申請地及び申請人は記載のとおりです。  
譲受理由は、隣接地取得によるものです。  
調査書の2ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号3番、申請地及び申請人は記載のとおりです。  
譲受理由は、規模拡大によるものです。  
調査書の3ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号4番、申請地及び申請人は記載のとおりです。  
譲受理由は、贈与によるものです。  
調査書の4ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号5番、申請地及び申請人は記載のとおりです。  
譲受理由は、譲受人の自宅周辺であることから耕作便利によるものです。  
調査書の5ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号6番、申請地及び申請人は記載のとおりです。  
譲受理由は、規模拡大によるものです。  
調査書の6ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号7番申請地及び申請人は記載のとおりです。  
譲受理由は、規模拡大によるものです。  
調査書の7ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号8番申請地及び申請人は記載のとおりです。  
譲受理由は、譲受人の自宅周辺であることから耕作便利によるものです。  
調査書の8ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号9番、申請地及び申請人は記載のとおりです。  
譲受理由は、譲受人の自宅周辺であることから耕作便利による取得です。  
調査書の9ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号10番、申請地及び申請人は記載のとおりです。  
譲受理由は、隣接地取得によるものです。  
調査書の10ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号11番、申請地及び申請人は記載のとおりです。  
譲受理由は、隣接地取得によるものです。  
調査書の11ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。  
以上、11件です。

○議長（坂本照子君）

事務局からのただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号1番から3番を北部地区担当委員

6番（稲葉和弘君）

提案番号1番から3番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号4番から7番を南部地区担当委員

7番（廣田幸徳君）

提案番号4番から7番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号8番から11番を東部地区担当委員

1番（多久正光君）

提案番号8番から11番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。議案第1号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第2号、農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（北原薫君）

議案第2号、農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請です。

提案番号1番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載の通りです。  
転用者は個人で、申請地の畑575㎡を宅地として転用する案件です。

なお、申請地は、昭和50年頃から宅地として利用されており、このことについて、始末書の提出があるため追認となります。

調査書の12ページに立地基準を、13ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的にみて、許可相当と判断しております。  
以上、1件です。

○議長（坂本照子君）

事務局からのただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号1番を北部地区担当委員

12番（田中春雄君）

提案番号1番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。議案第2号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第3号、農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（北原薫君）

議案第91号、農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請でございます。

提案番号1番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。

転用者は個人で、申請地の畑52㎡を取得し、境内地として転用する案件です。

なお、申請地はすでに境内地として利用されており、そのことについて始末書の提出があるため追認となります。

調査書の14ページに立地基準を、15ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的にみて、許可相当と判断しております。

提案番号2番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。転用者は個人で、申請地の畑314㎡に賃貸借権を設定し、駐車場として転用する案件です。なお、申請地は令和元年頃から駐車場として利用されており、そのことについて始末書の提出がありますので追認となります。

調査書の16ページに立地基準を、17ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的にみて、許可相当と判断しております。

提案番号3番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。転用者は個人で、申請地の田392㎡に使用貸借権を設定し、一般住宅として転用する案件です。調査書の18ページに立地基準を、19ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的にみて、許可相当と判断しております。

提案番号4番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

転用者は個人で、申請地の田計397㎡を取得し、一般住宅として転用する案件です。

調査書の20ページに立地基準を、21ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的にみて、許可相当と判断しております。

提案番号5番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

転用者は個人で、申請地の田483㎡に使用貸借権を設定し、一般住宅として転用する案件です。

調査書の22ページに立地基準を、23ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的にみて、許可相当と判断しております。

提案番号6番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

転用者は個人で、申請地の畑2筆計498㎡に使用貸借権を設定し、一般住宅として転用する案件です。

調査書の24ページに立地基準を、25ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的にみて、許可相当と判断しております。

提案番号7番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。

転用者は個人で、申請地の畑77㎡を取得し、住宅用通路として転用する案件です。

なお、申請地はすでに通路として利用されており、そのことについて始末書の提出があるため追認となります。

調査書の26ページに立地基準を、27ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的にみて、許可相当と判断しております。

提案番号8番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

転用者は個人で、申請地の畑293㎡を取得し、一般住宅として転用する案件です。

調査書の28ページに立地基準を、29ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的にみて、許可相当と判断しております。

以上、8件です。

○議長（坂本照子君）

事務局からのただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号1番から2番を北部地区担当委員

11番（廣松久喜君）

提案番号1番から2番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号3番から5番及び8番を南部地区担当委員

3番（森喜代輝君）

提案番号3番から5番及び8番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号6番から7番を東部地区担当委員

13番（隈部誠一君）

提案番号6番から7番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。議案第3号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第4号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地の所有権移転を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（一法師進君）

議案第4号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地の所有権移転でございます。

提案番号1番 申請人及び契約内容につきましては、議案書記載のとおりでございます。



提案番号2番 申請人及び契約内容につきましては、議案書記載のとおりでございます。

提案番号3番 申請人及び契約内容につきましては、議案書記載のとおりでございます。

提案番号4番 申請人及び契約内容につきましては、議案書記載のとおりでございます。

提案番号5番 申請人及び契約内容につきましては、議案書記載のとおりでございます。

提案番号1番から4番につきましては、12月10日、提案番号5につきましては、12月13日に売買会議を開催し、内容の確認を行っているものであります。

なお、提案番号3番から提案番号5番に係る調査書については、30ページから32ページに記載のとおりで、農業経営基盤強化促進法に係る山鹿市基本構想に適合しております。

以上でございます。

○議長（坂本照子君）

ただ今事務局の説明が終わりました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第5号、農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転（中間管理機構）を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（一法師進君）

議案第5号、農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転（中間管理機構）でございます。

今回の利用権設定は、新規設定40件、その面積は58,341㎡でございます。

提案番号1番から40番までの申請地、申請人、契約内容については、議案書記載のとおりです。利用内容につきましては、水稻・大豆等を作付け予定でございます。

調査書の33ページから39ページに調査内容記載のとおりで、農業経営基盤強化促進法に係る山鹿市基本構想に適合しております。

また、提案番号 20 番から 40 番の法人については、今回が初めての申請となりますので法人の概要について説明いたします。

農地所有適格法人については、①法人形態要件、②事業要件、③議決権要件、④役員要件の 4 つの要件全てを満たすことで、農地の所有権等を取得して農業経営を行うことのできる法人です。

まず、法人形態要件につきましては、令和 3 年 2 月 12 日に農事組合法人として法人登記がなされておりますので、満たしております。

次に、事業要件につきましては、主たる事業が農業であることとなります。定款及び履歴事項全部証明に農産物の製造・加工、加工、販売等の記載がありますので、満たしております。

次に、議決権要件につきましては、総議決権の過半は農業関係者となっております。本法人の議決権は 16 で、そのうち法人の農業常時従事者の占める議決権が 16 でありますので、満たしております。

最後に、役員要件につきましては、役員 3 名のうち全員が年間 180 日農作業に従事しており、要件を満たしています。以上、4 つの要件全てを満たしております。

以上でございます。

○議長（坂本照子君）

ただ今事務局の説明が終わりました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第 5 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第 6 号、農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（一法師進君）

議案第 6 号、農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転でございます。

今回の利用権設定は、新規設定が 22 件、再設定が 1 件でその面積は、93,541 m<sup>2</sup>でございます。

提案番号 1 番から 23 番までの申請地、申請人、契約内容は議案書記載のとおりです。利用内容については、水稻、野菜等を作付け予定でございます。

調査書の 41 ページから 52 ページに調査内容記載のとおりで、農業経営基盤強化促進法第 18 条による農用地利用集積計画の要件を満たしております。

以上でございます。

○議長（坂本照子君）

ただ今事務局の説明が終わりました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

(「質疑なし」の声あり。)

○議長 (坂本照子君)

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第6号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手の数を確認する。)

○議長 (坂本照子君)

全員賛成でございますので、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第7号、農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局 (坂口美治君)

議案第7号 農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断でございます。

提案番号1番の、土地の所在等は、議案書記載のとおりです。

提案番号2～6番は、隣接する5筆の農地で、土地の所在等は、議案書記載のとおりです。

提案番号7番の、土地の所在等は、議案書記載のとおりです。

以上の現地の状況は、管理されていない孟宗竹や雑木等が繁茂している状態で、農業上の利用の増進が見込まれない農地であるため、再生困難と判断しております。

以上の申請は、非農地証明事務処理要領の要件を満たしていると判断しております。

○議長 (坂本照子君)

ただ今事務局の説明が終わりました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

(「質疑なし」の声あり。)

○議長 (坂本照子君)

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第7号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手の数を確認する。)

○議長 (坂本照子君)

全員賛成でございますので、原案のとおり決定いたしました。

-----○-----

#### 4. 報告

○議長（坂本照子君）

次に、報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（坂口美治君）

報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出について報告いたします。

令和3年11月に届出がありました件数は14件、筆数の合計は92筆、面積の合計は86,240㎡でございます。詳細につきましては、54ページ以降に記載のとおりでございます。

以上でございます。

○議長（坂本照子君）

事務局からの説明が終わりました。質問等ございましたら挙手願います。

（「質問なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

質問等がないようですので、報告第1号は終わります。

以上で、本日の議案審議並びに報告事項は全て終了いたしました。これもちまして令和4年第1回総会を閉会いたします。

-----○-----

#### 6. 閉会

○副会長（隈部誠一君）

ご起立願います。これもちまして閉会いたします。「礼」ご着席ください。

以上のとおり、総会の議事内容を記載し、相違ないことを証するためここに山鹿市農業委員会会議規則第22条第2項の規定によりここに署名する。

山鹿市農業委員会会長

坂本照子

1番 農業委員

久正光

2番 農業委員

守川千穂